

○国土交通省令第八十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）及び関係法律の規定に基づき、並びに船員法を実施するため、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

国土交通大臣 井林 辰憲

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「、国籍」を「、国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に、「当該国」を「当該国又は地域（出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。第四項及び第六項において同じ。）」に改め、同条第三項中「国籍」を「国籍等」に改め、同条第四項及び第六項中「当該国」の下に「又は地域」を加える。

第三十三条第四項中「国籍」を「国籍等」に改める。

第一号書式第四表記載心得1及び第二号書式第六表から第八表まで中「國籍」を「國籍等」に改める。

第十一号の二書式中「Nationality」を「Nationality/Region」に改め、同書式記載心得1中「

「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改め、同書式How to enter 1中「nationality」を「nationality or region」に改める。

第十二号書式記載心得2及び第十四号書式記載心得2中「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改める。

第十六号書式第三表中「Nationality」を「Nationality/Region」に改め、同書式の船員手帳受有者の心得3中「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改め、同書式のNotice to the holder of this pocket ledger 3中「nationality」を「nationality/region」に改める。

第十六号の二書式第二表中記載心得7を記載心得8とし、記載心得2から記載心得6までを一ずつ繰り下げ、記載心得1の次に次の記載心得を加える。

2 外国人にあつては、本籍に代えてその~~国籍~~を記載すること。

第二十二号書式、第二十二号の二の三書式、第二十二号の三書式、第二十二号の四の三書式から第二十二号の六書式まで、第二十二号の七の三書式及び第二十二号の八書式中「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改める。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第二条 通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

(全国通訳案内士試験第 号)

合 格 証 書

本籍・国籍等

氏 名

年 月 日生

通訳案内士法による全国通訳案内士試験（受験外国語 語）に合格した
ことを証する。

年 月 日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関



独立行政法人国際観光振興機構理事長

(注) 国籍等については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に
規定する国籍等を記載すること。

（全国通訳案内士試験第 号）

筆 記 試 験 合 格 証 書

本籍・国籍等

氏 名

年 月 日生

通訳案内士法による全国通訳案内士試験の筆記試験（受験外国語 語）
に合格したことを証する。

年 月 日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関



独立行政法人国際観光振興機構理事長

（注） 国籍等については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に
規定する国籍等を記載すること。

別記第四号様式及び別記第十号様式中「その国籍」を「その国籍（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍をいう。）」に改める。

（建設業法施行規則の一部改正）

第三条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十八第一項第四号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第二十五号の四記載要領7、別記様式第二十五号の六記載要領7及び別記様式第二十五号の七記載要領6中「その者の有する国籍」を「その国籍（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍をいう。）」に改める。

（水先法施行規則の一部改正）

第四条 水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七号様式及び第九号様式を次のように改める。

第七号様式（第二十二条の二関係）

（日本産業規格 A 列四番）

航海実歴認定申請書	
運輸局長 運輸監理部長 殿	年 月 日 本籍又は国籍等 住所 所属及び職務 海技士の資格及び海技免状の番号 氏名 年 月 日生
水先法施行規則第 22 条の 2 の規定により、関係書類を添えて航海実歴認定を申請する。	
航海実歴認定を受けようとする港又は水域の名称	
航海実歴認定を受けようとする船舶の区分	
前回、航海実歴認定を受けた年月日（前に航海実歴認定を受けたことがある場合のみ記入すること。）	

備考 国籍等とは、住民法基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。

第九号様式（第二十二条の三関係）

（日本産業規格A列四番）

第 号	
航海実歴認定書	
本籍又は国籍等※ 氏名	
年 月 日生	
水先法（昭和 24 年法律第 121 号）第 35 条第 1 項ただし書の規定により、同法施行規則第 22 条に定める航海の実歴を有することを認める。	
港又は水域の名称	
船舶の区分	
認定書有効期間満了日 年 月 日	
備 考	
年 月 日	
運 輸 局 長	
氏 名	
運 輸 監 理 部 長	

※ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。

第十号様式（その二）中「国籍」を「国籍等」に改め、備考を次のように改める。

備考 1 日本船舶及び外国船舶のそれぞれについて水先をした日を追って記載すること。

2 国籍等の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第五条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号ロ中「国籍」を「国籍等」（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）に改める。

第二十条の十第一項第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第三十二条第一項第一号中「の国の国籍」を「の国若しくは地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。第三十八条において同じ。）に属する国籍」に改める。

第三十八条中「の国の国籍」を「の国若しくは地域に属する国籍」に改める。

第四十二条の七の十第一項第一号及び第四十四条第一項第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第十号様式の二及び第十号様式の三中「国籍」を「国籍等」に改める。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第六条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条の九第二号中「その者の有する国籍名」を「その国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)」に改める。

(船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正)

第七条 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令(昭和二十六年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第二号様式の二中「国籍」を「国籍等」に改め、(注)を次のように改める。

(注) 1 各欄の記載は、国土交通大臣の指示するところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することにより代えることができる。

2 国籍等の欄には、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

第六号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、(注)4を(注)5とし、(注)3を(注)4とし、(注)2の次に次の一項を加える。

3 国籍等の欄には、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等

を記載すること。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第八条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条第二項及び第六十六条第四号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第三号様式中「国籍」を「国籍等」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改める。

第四号様式中「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に、「Nationality」を「Nationality/Region」に改める。

第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式及び第二十一号様式中「国籍」を「国籍等」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改める。

第二十二号様式及び第二十四号様式中「国籍」を「国籍等」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に、「~~外国籍~~」を「~~外国籍~~」を「日本の国籍を有しない」に改める。

第二十五号様式中「国籍」を「国籍等」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~」に改める。

（航空法施行規則の一部改正）

第九条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項、第五十七条第二項及び第六十四条第二項中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改める。

第二百二十二条第二項第三号中「国籍を有する外国」を「その国籍の属する国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。第二百三十二条、第十九号様式及び第十九号の二様式において同じ。）」に改める。

第二百三十条第一号及び第六号、第二百三十条の二第一号、第二百三十一条第一号並びに第二百三十一条の三第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十二条第一項第一号及び第二号中「国籍」を「国籍等」に改め、同項第四号中「国籍」を「国籍等」に、「国、」を「国若しくは地域、」に改め、同条第二項第一号中「国籍を有する外国」を「その国籍の属する国又は地域」に改める。

第二百三十三条第一号及び第二百三十三条の二第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十三条の三第二項中「氏名」を「氏名又は名称」に、「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十四条第一号及び第三号並びに第二百三十四条の二第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十六条の三第二項第一号イ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。
第十九号様式及び第十九号の二様式を次のように改める。

5 ミリメートル

5 ミリメートル

第19号様式（第42条、第57条、第63条、第64条、第168条関係）

☐技能証明 ☐技能証明認定変更 ☐航空英語能力証明
☐針番飛行証明 ☐操縦教育証明 ☐運航整備者技能検定

) 申請書

の資格について関係書類を添えて申請します。

氏名	姓																	
	名																	
性別	性別																	
	性別																	
現住所	郵便番号										住所							
	郵便番号																	
本籍	本籍																	
	本籍																	
所属	所属																	
	所属																	
資格	資格																	
	資格																	
試験	試験																	
	試験																	
科目	科目																	
	科目																	
備考	備考																	
	備考																	

210 ミリメートル

(☐技能証明 ☐技能証明限定変更 ☐航空英語能力証明) 申請書 ☐実地試験申請書

□の資格について関係書類を添えて申請します。□の実地試験を申し込みます。

[illegible]

※この商品はコンピュータで印刷しますので、口からはみ出さないよう、ていどいしゆの範囲で記入してください。

保管書記入様 ☐ 資料不備 ☐ ？-？ ☐ 集計整理番号

第二十号様式中「 齟

第二十二号様式中「 齟

第二十三号様式中「 齟、 齟」を「 齟、 齟」に改める。

第二十四号様式中「 齟」を「 齟」に改める。

第二十六号様式中「 齟」を「 齟」に改める。

第二十七号様式中「 齟」を「 齟・ 齟」に改める。

第二十八号様式中「 齟、 齟」を「 齟、 齟」に改める。

第二十九号様式中「 齟」を「 齟」に改める。

（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第十条 動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次項第一号において同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「国籍」を「国籍等」に、「する。」を「する。第十二条第二項において同じ。」に改める。

第十二条第二項中「（外国人にあつては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事

項を証明する書類とする。）」を削る。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第十一条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の二第一項第一号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第十四条の五第一項第一号において同じ。）」に改める。

第十四条の五第一項第一号中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第五号の備考、別記様式第六号の二の備考及び別記様式第七号の備考中「~~その者の有する国籍~~」を「~~その国籍等~~」に改める。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第十二条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「~~国籍~~」を「~~国籍等~~」に改める。

（救命艇手規則の一部改正）

第十三条 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式まで、第七号様式及び第八号様式中「~~国籍~~」を「~~国籍等~~」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第十五条 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二の（記載上の注意）1中「~~外国国籍を有する個人~~」を「日本の国籍を有しない個人」に改める。

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第十六条 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「あつては、」の下に「国籍等（」を、「国籍等」の下に「をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「国籍及び」を「国籍等及び」に改める。

第一号様式及び第三号様式中「~~国籍~~」を「~~国籍等~~」に改める。

（浄化槽設備士に関する省令の一部改正）

第十七条 浄化槽設備士に関する省令（昭和五十九年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第一号備考2及び別記様式第四号備考3中「その国の住所を記載する欄」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第五号備考2中「その国の住所を記載する欄」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第六号備考2中「その国の住所を記載する欄」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第十八条 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号イ中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改め、同号ハ中「国籍」を「国籍等」に、「国、」を「国若しくは地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九

号) 第二条第五号ロに規定する地域をいう。第十八条第二項第二号及び第三十九条第一項第五号ロ(2)を除き、以下同じ。)、」に改め、同項第三号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第三十二条中「所属国」を「所属国又は所属地域」に、「その者が国籍を有する国」を「その国籍等」に、「が国籍を有する国又は」を「の国籍等又は」に改め、「所在する国」の下に「若しくは地域」を、「当該国」の下に「又は地域」を加える。

第三十九条第一項第一号イ中「国籍」を「国籍等」に改め、同号ロ中「国籍」を「国籍等」に、「国、」を「国若しくは地域、」に改め、同項第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第四十四条中「所属国」の下に「又は所属地域」を、「当該国」の下に「又は地域」を加える。
第四十九条第一項第四号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「~~国籍~~」を「~~国籍~~又は~~国籍~~地域」に、「~~国籍~~」を「~~国籍~~等」に、「~~国、~~」を「~~国~~若しくは~~地域、~~」に、「~~私人~~」を「~~又は私人~~」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第十九条 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~国籍~~」を「~~国籍~~等」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 国籍等については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等

を記入すること。

第二号様式中「国籍」を「国籍等」に、「国名」を「国名又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条 航空法施行規則の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「国籍」を「国籍等」に改め、備考2の次に次の一項を加える。

3 国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

（航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第二十一条 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十二年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

第二号様式中「国籍」を「国籍等」に、
「国名」を「国名又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第七十二条第一項第二号中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第三号中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第十七号の備考中「外国籍の場合」を「日本の国籍を有しない場合」に改める。

別記様式第二十四号の備考中「平成」を「令和」に、「外国籍の場合」を「日本の国籍を有しない

第十条第一項第一号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十六条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

第四号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 国籍等の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十七条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第七十号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条のうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十六条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(マンション管理士登録簿の登載事項) 第二十六条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 性別 三・四 (略) 2・3 (略)	(マンション管理士登録簿の登載事項) 第二十六条 法第三十条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）及び性別 三・四 (略) 2・3 (略)

第一条のうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第六十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後	改正前
(管理業務主任者登録簿の登載事項) 第七十二条 法第五十九条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。))及び性別 三 七 (略) 2・3 (略)	(管理業務主任者登録簿の登載事項) 第七十二条 法第五十九条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等)及び性別 三 七 (略) 2・3 (略)

第一条のうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第三号の改正規定を次のように改める。

改正後

改正前

別記様式第三号 (第二十五条関係)

別記様式第三号 (第二十五条関係)

(A4)

ペンション管理士登録申請書

フリガナ 氏名	(姓)	(名)	※ 整理番号				
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和		年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女
郵便番号							
フリガナ							
現住所							
電話番号							
ペンション管理士試験 に合格した年月日	☐ 平成 ☐ 令和	年			月		日
合格証書番号							

私は、ペンション管理士の登録を受けたいので、ペンションの管理の適正化の推進に関する
法律施行規則第25条第1項の規定により申請します。

年 月 日
国土交通大臣
指定登録機関代表者 殿

取入印紙
(消印しないこと。)

氏名

又は領収書を貼ること。

(A4)

ペンション管理士登録申請書

フリガナ 氏名	(姓)	(名)	※ 整理番号				
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和		年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女
郵便番号							
フリガナ							
現住所							
フリガナ							
本国籍 (日本以外の国籍を有した 者には、その国籍等)							
電話番号							
ペンション管理士試験 に合格した年月日	☐ 平成 ☐ 令和	年			月		日
合格証書番号							

私は、ペンション管理士の登録を受けたいので、ペンションの管理の適正化の推進に関する
法律施行規則第25条第1項の規定により申請します。

年 月 日
国土交通大臣
指定登録機関代表者 殿

取入印紙
(消印しないこと。)

氏名

又は領収書を貼ること。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。